

## 特例浄化槽工事業者の届出

「特例浄化槽工事業者」とは、建設業法に基づき土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている者で浄化槽工事業を営むものであり、登録に代えて都道府県知事への届出で足りるとされています。

この特例浄化槽工事業者については、登録及び指示等に関する規定を除き、浄化槽工事業者とみなして浄化槽法の規定が適用されることとなっており（浄化槽法第 33 条第 2 項（以下「法」という。）、これに伴い、都道府県知事への届出に際しては、営業所ごとに置く浄化槽設備士に関する書面を添付書類として提出しなければなりません。

### 1. 特例浄化槽工事業者の届出手続

- (1) 提出書類（法第 33 条第 3 項、浄化槽工事業に係る登録等に関する省令第 11 条（以下「省令」という。））

特例浄化槽工事業者届出書（様式第 11 号）

- (2) 添付書類（省令第 11 条第 2 項）

- ① 建設業法により許可を受けたことを証する書面（建設業の許可通知書の写し又は許可証明書等）
- ② 営業所ごとに置かれる浄化槽設備士が浄化槽設備士免状の交付を受けた者であることを証する書面（浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し）
- ③ 浄化槽設備士の調書（様式第 4 号）
- ④ 浄化槽設備士の住民票又はこれに代わる書面

- (3) 届出書類販売先

高知県土木部土木政策課ホームページからダウンロードして下さい。

- (4) 手数料

不要

- (5) 提出部数

2 部（正本 1，副本 1）

- (6) 提出先

高知県土木部土木政策課 建設業振興担当

高知市丸ノ内 1 - 2 - 20

Tel (088) 823-9815

Fax (088) 823-9263

- (7) 有効期間

有効期間はなく、一度届出をすれば改めて届出をする必要は原則としてありません。但し、建設業許可の更新時には変更の届出が必要です。（2 の変更の届出を参照）

### 2. 変更の届出

届出を行った後、次表に該当することとなった場合には、遅滞なく必要な書類を添付して特例浄化槽工事業者届出事項変更届出書（様式第 12 号）を提出しなければなりません。（法第 33 条第 3 項、省令第 12 条）

変更の届出事項と提出書類

変 更 事 項	添 付 書 類	
	法 人	個 人
氏名又は名称及び住所		なし
名称及び住所	なし	
代表者の氏名	なし	
建設業法に基づき許可を受けた (1) 業種 (2) 許可番号 (3) 許可年月日	建設業法に基づき許可を受けたことを証する書面（許可通知書の写し又は許可証明書等）	同左
営業所の名称及び所在地	なし	同左
浄化槽設備士の氏名及び浄化槽設備士免状の交付番号	当該浄化槽設備士の (1) 浄化槽設備士免状の写し又は浄化槽設備士証の写し (2) 調書 (3) 住民票の抄本又はこれに代わる書面	同左

3. 廃業等の届出

特例浄化槽工事業者が浄化槽工事業を廃止したときは、遅滞なくその旨を届出をしている都道府県知事に書面（特に指定された様式なし）をもって届け出なければなりません。

4. 特例浄化槽工事業者の責務

特例浄化槽工事業者についても登録及び指示等に関する規定を除き、原則として登録を受けた浄化槽工事業者とみなされ、浄化槽法の規定が適用されます。（法第 33 条第 2 項）

したがって、特例浄化槽工事業者も営業所ごとに浄化槽設備士を置かなければならず、また、浄化槽工事を行うときは、浄化槽設備士に実地に監督させなければなりません。

また、標識及び帳簿の備え付け等が登録を受けた浄化槽工事業者と同様に義務づけられています。

5. 建設業法上の許可を失ったときの手続

建設業法に基づき土木工事業、建築工事業又は管工事業の許可を受けている建設業者で浄化槽工事業を営む特例浄化槽工事業者がこれら 3 つの許可のすべてを失った後も引き続き浄化槽工事業を営む場合には、届出に代えて新たに登録を受けなければなりません。

従って、特例浄化槽工事業届出事項変更届（様式第 12 号）により、建設業の許可を有しなくなったことを届け出た後、新たに登録申請を行うこととなります。

※標識の掲示

特例浄化槽工事業の届出をした者は、その営業所及び浄化槽工事の現場ごとに、様式第9号の標識（浄化槽工事業者届出済票）を掲げなければなりません。

浄化槽工事業者届出済票の記載例

様式第9号

よこ 40 cm 以上

た  
て  
35  
cm  
以  
上

浄化槽工事業者登録票	
氏名又は名称	〇〇 設備工業
代表者の氏名	〇〇 太郎
届出番号	〇〇 県知事（届-18）第123号
届出年月日	平成18年5月1日
浄化槽設備士の氏名	〇〇 太郎

備考

浄化槽設備士の氏名は、営業所に掲げる場合にあつては当該営業所に置かれる浄化槽設備士の氏名とし、浄化槽工事の現場に掲げる場合にあつては当該現場に置かれる浄化槽設備士の氏名とする。

※ 帳簿

帳簿の記載例

様式第10号

注文者の氏名又は名称	〇〇 太郎
注文者の住所	780-0000 高知市丸の内1-2-20 電話番号(088)823-1111
施工場所	上に同じ
着工年月日及び 竣工年月日	自 平成18年5月1日 至 平成18年5月20日
工事請負金額	500,000円
当該工事に係る浄化槽 設備士の氏名及び免状 の交付番号	〇〇 龍馬 第980000001号